行政監查報告書

平成19年度

(指定管理者制度の在り方について)

佐賀県監査委員

監査第010077号 平成20年6月20日

佐賀県議会議長 石丸 博 様 佐賀県知事 古川 康 様 佐賀県教育委員会委員長 安永 宏 様

 佐賀県監査委員
 中村
 孝

 同
 松尾
 集雄

 同
 田中
 俊雄

 同
 牛嶋
 博明

平成19年度行政監査報告書について(提出)

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1	監査テーマ・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	監査の目的・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第3	監査対象事務・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第4	監査の実施・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	監査の実施時期・	•				•			•	•				•	•	•	•		•	•	•				•		•	•	1
2	監査の着眼点・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	監査の対象機関・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	~		3
第5	指摘事項及び意見	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	~		7
第6	個別監査結果・・	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•			•							8	~	6	2

第1 監査テーマ

指定管理者制度の在り方について

第2 監査の目的

公の施設の管理については、平成15年の地方自治法の改正により、県の直営又は指定管理者によることとなった。

県では、公の施設のうち35施設について指定管理者制度を導入しているが、大半は、従来の管理委託団体(県の出資法人等)が指定されており、指定期間も平成18年度から20年度までと短期間となっている。

そこで、初めて導入された指定管理者制度について、その考え方、選定の妥当性、 導入に伴う改善点や課題等について、経済性、効率性、有効性の観点から検証する ことにより、今後の公の施設の管理方式の検討に資するとともに、公の施設の設置 目的の効果的達成に寄与することを目的とする。

第3 監查対象事務

指定管理者制度の導入の状況

第4 監査の実施

1 監査の実施時期

平成19年10月~平成20年3月

2 監査の着眼点

- (1)公の施設の活用についての県の考え方について
- (2)指定管理者の選定手続の妥当性について
- (3)インセンティブの働く仕組みについて
- (4)協定書の妥当性について
- (5)県の出資団体について

3 監査対象機関

指定管理者制度を導入した35施設及び直営施設24施設について、公の施設を所管する関係課及び直営施設の所属を監査した。

(1)指定管理者制度を導入している施設

(平成19年4月1日現在)

番号	施設名	指定管理者	指定期間	所 管 課
1	佐賀県立女性センター	佐賀県女性と生涯学習財団	3年	男女共同参画課
2	佐賀県立生涯学習センター	佐賀県女性と生涯学習財団	3年	社会教育課
3	解放会館	佐賀県部落解放推進協議会	3年	人権・同和対策課
4	波戸岬海浜公園	唐津市	3年	環境課
5	風の見える丘公園	唐津市	3年	環境課
6	花と冒険の島	唐津市	3年	環境課

番号	施設名	指 定 管 理 者	指定期間	所 管 課
7	佐賀婦人寮	(福) 佐賀県社会福祉協議会	5年	母子保健福祉課
8	佐賀向陽園	(福) 佐賀県社会福祉協議会	3年	長寿社会課
9	伊万里向陽園	(福) 佐賀県社会福祉協議会	3年	長寿社会課
1 0	聖華園	(福) 佐賀県社会福祉協議会	5年	母子保健福祉課
1 1	母子福祉センター	佐賀県母子寡婦福祉連合会	3年	母子保健福祉課
1 2	介護実習普及センター	佐賀県長寿社会振興財団	3年	長寿社会課
1 3	点字図書館	(福) 佐賀ライトハウス	3年	障害福祉課
1 4	金立寮	佐賀県手をつなぐ育成会	3年	障害福祉課
1 5	九千部寮	佐賀県手をつなぐ育成会	3年	障害福祉課
1 6	難病相談・支援センター	特定非営利法人 佐賀県難病	3年	健康増進課
		支援ネットワーク		
1 7	九州シンクロトロン光研究	佐賀県地域産業支援センター	センター	新産業課
	センター		の廃止日	
1 8	地域産業支援センター	佐賀県地域産業支援センター	3年	新産業課
1 9	産業振興センター	佐賀県物産振興協会	3年	商工課
2 0	射撃研修センター	佐賀県総合射撃推進協会	3年	生産者支援課
2 1	吉野ヶ里歴史公園	公園緑地管理財団	3年	まちづくり推進課
2 2	県営住宅(鳥栖地区を除く)	佐賀県住宅供給公社	3年	建築住宅課
2 2	県営住宅(鳥栖地区)	マベック・松尾建設共同企業体	3年	建築住宅課
2 3	緑化センター	佐賀県緑化流通センター	3年	森林整備課
2 4	二十一世紀県民の森	スマイルアース	3年	森林整備課
2 5	住ノ江港緑地	小城市	3年	港湾課
2 6	伊万里人工海浜公園	伊万里市	3年	港湾課
2 7	太良人工海浜公園	太良町	3年	港湾課
2 8	黒髪少年自然の家	佐賀県教育文化振興財団	3年	社会教育課
2 9	北山少年自然の家	佐賀県教育文化振興財団	3年	社会教育課
3 0	波戸岬少年自然の家	佐賀県教育文化振興財団	3年	社会教育課
3 1	宇宙科学館	乃村・松尾宇宙科学館活性化共	3年	文化課
		同事業体		
3 2	市村記念体育館	佐賀県体育協会	3年	体育保健課
3 3	総合運動場	佐賀県体育協会	3年	体育保健課
3 4	総合体育館	佐賀県体育協会	3年	体育保健課
3 5	ヨットハーバー	佐賀県ヨット連盟	3年	体育保健課

(2)県が直接管理している施設

(平成19年4月1日現在)

番号	施 設 名	所 管 課	備考
1	総合福祉センター(知的障害児通園施設)	障害福祉課	
1	総合福祉センター(身体障害者福祉会館)	障害福祉課	

1	総合福祉センター(勤労身体障害者教養文化	障害福祉課	平成20年度から指定管
	体育館)		理者制度導入
2	日の隈寮	地域福祉課	平成20年3月末廃止
			(民間移譲)
3	いずみ荘	長寿社会課	平成 19 年 10 月廃止
4	希望の家	障害福祉課	
5	春日園	障害福祉課	
6	九千部学園	障害福祉課	
7	佐賀コロニー	障害福祉課	
8	みどり園	母子保健福祉課	
9	県立病院好生館	新県立病院プロジ	
		ェクト推進室	
1 0	勤労者福祉会館	雇用労働課	
1 1	農業大学校	農産課	
1 2	高等水産講習所	水産課	
1 3	東部工業用水道		
1 4	都市公園 (佐賀城公園)	まちづくり推進課	
1 5	都市公園(森林公園)	まちづくり推進課	
1 6	佐賀空港	空港・交通課	
1 7	図書館	社会教育課	
1 8	博物館	文化課	
1 9	美術館	文化課	
2 0	九州陶磁文化館	文化課	
2 1	名護屋城博物館	文化課	
2 2	佐賀城本丸歴史館	文化課	
2 3	港湾施設(9施設)	港湾課	
2 4	漁港施設(5施設)	農山漁村課	

第5 指摘事項及び意見

1 公の施設の活用についての考え方について

(1)管理方式の検討について

県直営による公の施設の管理は、県が自ら施設を管理し、サービスを考え、作り、県民に提供する方式であるが、従来の出資団体等への管理委託もその延長上にある。

一方、指定管理者制度は、県が、目的を実現してくれる指定管理者を数年おき に選定して、施設の管理とサービスの提供を委任する制度である。

このため、公の施設の管理方式の検討に当たっては、従来、出資団体等に管理 委託していたものについても、まず、指定管理者制度に馴染むものかどうかを検 証し、馴染まないものは直営とし、馴染むものについては、指定管理者制度を導 入するというステップを踏むべきであり、指定管理者制度ありきで安易に選定の 手続を進めるべきではないと考える。

しかしながら、監査の結果、平成17年5月に職員課が示した「指定管理者制度に係る運用指針について」の中で、従来管理委託していた施設については、指定管理者制度へ移行することとされたため、指定管理者制度と直営方式の比較検討は行われていなかった。

従来管理委託していた施設については、既に委託実績があること及び近年の行政のアウトソーシングの流れから、直営に戻すことはあり得ないとの方針で進められたものであるが、指定管理者制度の特徴を踏まえ、指定管理者制度に馴染むものか否かの検証をすべきであったと思われる。

また、直営施設については今後、検証を行い必要に応じて指定管理者制度を導入することとされているが、監査の結果、そもそも県の施設として存続すべきものか検討を要するものがあった。(伊万里人工海浜公園、太良人工海浜公園等)

今後、直営施設については、県の施設として存続すべきか否かを検討した上で、 存続すべきものについても、安易に指定管理者制度の導入に向けた手続の検討を するのではなく、公の施設の目的をよりよく達成する上で、どういう管理方式が 適切であるかの観点から検討されたい。

(2)目標の設定と実績の検証について

公の施設には、それぞれ設置目的があり、その目的を達成するために活用されなければならない。そのためには、県の直営施設であれ、指定管理者制度を導入した施設であれ、具体的に何を実現するのかといった目標を定め、それに向けて、公の施設の管理をどのように行うのか、公の施設の活用をどのように図るのか、明確に定める必要がある。

特に、指定管理者制度を導入する施設の場合は、公の施設の設置目的を最大限に達成できる指定管理者を選定しなければならないため、公の施設ごとに、設置目的を踏まえ、どんな効果、成果を上げようとするのか目標を設定し、実施するサービス、事業についても基準(内容、量等)を明確にすべきである。これがはっきりしていないと、指定管理者の選定においても、また、事業実施後の評価においても客観的な評価ができず、恣意的となるおそれがある。

しかしながら、監査の結果、目標を設定している施設は、ほとんどなかった。 施設によっては、設定する目標が、定量的なものとはなりにくいものがあるが、 そうであっても、目標とそれに向けた方策を定めておく必要がある。

また、事業報告書や利用者アンケートの項目、書式は、仕様書で県と指定管理者が協議して定めることとされているにもかかわらず協議されず、指定管理者が任意に記載した事業報告書を県がそのまま受理していたもの、指定管理者が事業計画に記載していた自主事業を実施していなかったもの、自己評価を行い県に報告することになっているにもかかわらず行っていないものがあった。

すなわち県は、明確な目標を設定せずに指定管理者に管理を任せ、事業報告書で何を検証するために何を報告させなければならないという意識も希薄であり、

PDCA サイクルが確立されていなかった。

今後、目標を設定するとともに、評価に当たっては第三者委員会による客観的な評価を行い、改善する仕組みを作られたい。

2 指定管理者の選定手続の妥当性について

(1)公募方法

いずれの施設においても申請者数が少なく、施設によっては、従来の管理委託 団体のみしか応募がないものがあったが、公募方法にも原因があると考える。

指定管理者の公募に当たっては、広く公募するためには県のホームページや広 報紙への掲載だけでは十分ではなく、マスメディアを活用する必要があるが、活 用されていなかった。

また、事業計画書、収支予算書の作成のために、十分な期間を取って周知すべきであるが、平成15年度、16年度に公募した施設において公募期間が2週間と短いものがあった。(難病相談・支援センター、九州シンクロトロン光研究センター)

(2)指定管理者の条件

指定管理者の中には、県の出資団体で、指定管理業務を行うために県職員が派遣されたものがあった。また、指定管理者の申請に当たり、指定管理業務の一部に、県から別途受けている補助金で雇用している職員を従事させることとして、人件費を計上せずに申請し、県も、それを認めていたものがあった。

公募して競争により指定管理者を選定するという仕組みの下で、このような取扱いをすることは、従来の管理委託団体を優遇し、あるいは管理委託団体を県の現地機関化していると取られかねない。(ヨットハーバー、地域産業支援センター)

また、指定管理者は必ずしも法人である必要はないが、団体として諸規程が整備され、財政的基盤も十分なものである必要がある。指定管理者の中には、規程の整備が不十分なもの、県の補助がなければ存続が危ぶまれるものがあった。

(ヨットハーバー)

3 インセンティブの働く仕組みについて

(1)利用料金制の導入等

指定管理者制度は、指定管理者に許可権限、利用料金の徴収といったこれまでにはなかった権限、裁量を与え、指定管理者の持つノウハウをフルに活用してもらい、よりよい施設管理を目指すものであるが、そのためには、例えば利用料金制など、指定管理者にインセンティブの働く仕組みを作っておく必要がある。しかしながら、利用料金制を採っている施設は少なかった。

今後、例えば、利用料金制の導入のほか、利用者の増加により光熱水費が増える場合には精算すること、画期的なアイデアあふれる事業を実施して成果を上げた場合は再指定を行うなど、インセンティブの働く仕組みを検討し、導入すべきである。

(2)利用料金の額の妥当性について

利用料金制を採用した公の施設があったが、額は、従来の県使用料の額と同額であった。(宇宙科学館ほか)

利用料金制は、指定管理者にインセンティブを働かせる仕組みである。今後、新たに利用料金制を導入する場合も含め、額の妥当性について検討されたい。

(3)管理委託料の額の妥当性について

公募に当たり、管理委託料に、指定管理業務を行うための間接経費が考慮されていないものがあり、参考として従来管理委託団体に支払っていた委託料額を示していた。(宇宙科学館ほか)

また、協定書で委託料の精算は行わないこととされているが、施設の修繕費で、 協定締結時に想定できない修繕が必要な場合があり、損失が生じるおそれがあっ た。光熱水費についても、施設の稼働を上げれば支出が多くなり、損失が生じる おそれがある。

指定管理者導入の目的の一つは経費削減ではあるが、公の施設の目的が達成できないようであれば、本末転倒である。

事業報告書を分析し、管理委託料の額の妥当性について検討されたい。

4 協定書の妥当性について

(1)目標の設定について

1の(2)のとおり目標を設定したものはほとんどなかった。公の施設の設置目的を踏まえ、利用者や指定管理者の意見も踏まえ、具体的な目標を設定されたい。

(2)指定期間について

指定期間については、永久とされていた1施設を除き、ほとんどの施設では3年とされていた。指定期間については、それぞれの公の施設の設置目的、性格から、同一である必要はない。指定管理者の意見も聴取し、検討されたい。

(3)行政財産の使用許可について

自動販売機を施設内に設置していて、県の使用許可手続がとられていないもの がほとんどであった。

使用許可を受け、使用料を支払うよう協定書等に明記されたい。

5 県の出資団体について

ほとんどの公の施設で、従来管理委託してきた県の出資団体が指定管理者となっていた。これらの団体は、県が公の施設の管理を委託する目的で設立した財団法人であった。

今後、指定管理者の選から漏れたときの財団法人の存続、雇用されているプロパー職員の処遇等、十分に検討されたい。

6 まとめ

以上、述べてきたが、地方自治法の改正により、公の施設の管理方式が指定管理者制度と県直営方式のいずれかになったことで、従来管理委託してきた施設は指定管理者制へ移行し、直営施設も指定管理者制の導入を検討することとされているが、管理方式の選択に当たっては、公の施設の設置目的を最大限に達成する手段として、いずれがふさわしいかという観点を最も重視しなければならない。その結果、指定管理者制度に馴染まないものは直営とすべきであるし、指定管理者制度を採る場合においても、インセンティブの働く仕組みとすべきである。

今後の公の施設の管理方式の検討に当たっては、この報告書を参考にされ、公の施設の設置目的が最大限に達成されるよう期待するものである。

なお、個別監査結果については、第6(8ページ以降)に記載のとおりである。

用語等の説明

用 語 等	説明
地方自治法第199	条文(抜粋)
条第2項	監査委員は、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行につい
(行政監査に関する	て監査することができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、
規定)	政令で定める。
公の施設の指定管理	指定管理者制度とは?
者制度	平成15年に、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に
	関する「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。
	「管理委託制度」のもとでは、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公
	共団体(市町村や土地改良区など)公共的団体(農協や自治会など)及び自治体
	が出資する出資法人に限定されていました。
	「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律
	上特段の制約がないことから、民間企業や法人その他の団体が、議会の議決を経て
	指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。
	指定管理者制度の目的
	指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するた
	め、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るととも
	に、経費の節減等を図ることを目的としています。(佐賀県ホームページ引用)
インセンティブ	誘因。目標を達成するための刺激。
	人の意欲を引き出すために「外部から与える刺激」のことです。例えばプロスポ
	ーツチームと選手が、成績による出来高制で契約を行う場合、「出来高の仕組みを
	選手に与えること」をインセンティブ (=動機付け)と呼びます。また出来高その
	ものをインセンティブ(=報奨)と呼ぶ場合や、まれにですが、そのようにして引
	き出される意欲をインセンティブ(=意欲)と呼ぶ場合もあります。(三省堂辞書
	サイト引用)

第6 個別監查結果

指定管理者導入施設

- 1 佐賀県立女性センター (男女共同参画課)
- 2 佐賀県立生涯学習センター(社会教育課、私学文化課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団)

(2)設置目的

佐賀県立女性センター

女性の自主的活動を支援するとともに、女性問題に関する情報及び学習機会の提供等を行うことにより、女性の社会的地位と社会参加の促進を図り、もって男女共同参画社会(男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。)の形成に資するため、佐賀県立女性センターを設置する。

佐賀県立生涯学習センター

生涯学習に関する情報の提供並びに指導者の養成及び研修、生涯学習に関連する施設間の連携の促進等を行うことにより、県民の生涯学習の振興に資するため、佐賀県立生涯学習センターを設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

県立女性センターは、本計画を推進していくうえで、女性を取り巻く諸問題の解決及び男女 共同参画施策を推進するための拠点施設として位置づけます。

(佐賀県男女共同参画基本計画)

県立生涯学習センターは、県の生涯学習の中核施設として、関係機関・団体との連携、学習情報の収集・提供、学習者の社会参加活動の促進等についてのコーディネート機能の充実を図ります。また、県内生涯学習関連機関等のシンクタンクとしての機能を引き続き充実させます。

(佐賀県生涯学習推進構想)

目標

なし。

(4) 指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 休館日
- イ 開館時間

施設の利用に関する業務

- ア施設利用許可業務
- イ 女性センター事業の実施に関する業務
- ウ 生涯学習センター事業の実施に関する業務
- エ その他設置目的を達成するための業務 施設の維持及び管理に関する業務
- ア保守管理業務
- イ 環境維持管理業務

その他業務

- ア 事業計画書等の提出
- イ 事業評価の実施

指摘事項

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収で、検討を要するものがあった。 自動販売機の設置許可がなされ、使用料については佐賀県行政財産使用料条例第 5条第4号「その他知事が使用料を徴収することを不適当と認めたとき」を適用して免除されている。

しかしながら、平成18年度から公の施設の管理ついては、指定管理者制度に移行したことから、適正な使用料を徴収すべきである。

協定書の内容で適正でないものがあった。

平成18年度協定書の変更(管理委託料の増額)がなされていたが、業務仕様書の変更(増額に対応する業務内容の追加)がなされていなかった。

事業報告書に対する結果の通知がなされていなかった。

基本協定書第17条第2項の規定により、県は、指定管理者から事業報告書を受理したときは、管理運営業務の実施状況、利用状況、収支、自己評価等の内容を確認し、その結果を指定管理者に通知することとなっているが、通知されていなかった。

3 解放会館(人権・同和対策課)

(1)管理方式

指定管理者(社団法人 佐賀県部落解放推進協議会)

(2)設置目的

同和問題に関し、県民の理解と認識を深めてその解決を図り、併せて広く県民福祉の向上に資

するため、佐賀県解放会館を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 利用申請の受付業務 許可業務
- イ 利用料の徴収業務
- ウ 啓発資料の貸出、展示業務
- エ 学習室の活用
- オ 主催事業の実施
- カー広報業務等

施設の維持・管理に関する業務

- ア建物保守管理業務
- イ 設備機器管理業務 (定期点検、清掃、保安警備等) 等 その他の業務
- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 評価の実施

指摘事項

利用促進についての方針で検討を要するものがあった。

解放会館の設置の目的からすると、指定管理者は、主催事業を始めとした同和問題に関する行事を中心に、会館の利用促進を図るべきである。一方、施設の利用料金表では、同和問題以外の行事も利用が想定されていることから、空いた日においては、広く利用されるよう、PRすべきかとも考える。この点について協定書、業務仕様書において定めがなく、指定管理者は対応に苦慮している。県においては、解放会館の利用をどのように図っていくのか、その中で、同和問題以外の行事による利用の範囲をどこまで認めるのか、どうPRしていくのか等の方針を明確にして、指定管理者に示されたい。

実績報告書の審査で不十分なものがあった。

指定管理事業の実績として、協議会から次のとおり報告されているが、事業は、

会館を活用したものでなければならず、よって工、オの事業は指定管理事業ではな く、団体の自主事業である。このように県は、実績報告書を精査していない。

- ア 同和問題県民対象研修会(7月25日、解放会館)
- イ 同和問題集中講座(8月29日、解放会館)
- ウ 差別の現実に学ぶ研修会(10月26日、解放会館)
- 工 同和問題市町講座(7月21日~3月20日、各市町会場)
- 才 同和問題地区別研修講座(1月15日~2月6日、各地区会場)

基本協定書に基づく事業報告書の提出が遅れていた。

年度終了後、事業報告書の提出期限は、基本協定書第16条において次のとおり 定められている。一方、18年度業務仕様書においては、いずれも6月末日までと 定められており、矛盾している。整合性を図るよう規定を整備されたい。

なお、すべて6月13日付で提出されていた。

ア 管理運営業務の実施状況 年度終了後速やかに イ 会館の利用状況 年度終了後速やかに ウ 利用料金の収入の実績 年度終了後3月以内 エ 管理運営業務に要する経費の収支決算 年度終了後3月以内

物品の管理で、適切でないものがあった。

平成18年度に整備されたAED(自動体外式除細動器)が、備品として管理されていなかった。県で購入され、現物は解放会館に設置されていたが、県と協議会との管理運営に関する協定書第6条に定める管理物件として備品台帳に記載されていなかった。

また、備品台帳に記載されている備品で、他団体で使用されているものがあった。 他団体に貸付けしている備品については、県において早急に備品の貸付手続きを行われたい。(両袖机1、応接セット1)

4 波戸岬海浜公園(環境課)

(1)管理方式

指定管理者(唐津市)

(2)設置目的

本県における観光の振興を図り、もって地域の振興に寄与するため、観光施設として、佐賀県波戸岬海浜公園を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

海浜公園の運営に関する業務

- ア キャンプ場 野外ステージ及びテニスコートの利用申請の受付業務 許可業務
- イ 利用料金の徴収業務
- ウ 主催事業の実施
- エ 広報及び各種情報提供業務 等 施設の維持・管理に関する業務
- ア 建物保守管理業務(小規模修繕含む)
- イ 設備機器管理業務(定期点検、小修理等)
- ウ 清掃業務
- 工 備品管理業務
- オ 保安警備業務
- カ 園地・植栽管理業務

その他の業務

- ア 事業計画書の提出
- イ 事業報告書の提出
- ウ 県が実施する業務への協力

指摘事項

自己評価調査の作成、報告がなされていなかった。

5 風の見える丘公園 (環境課)

(1)管理方式

指定管理者(唐津市)

(2)設置目的

本県における観光の振興を図り、もって地域の振興に寄与するため、観光施設として、佐賀県風の見える丘公園を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

風の見える丘公園の運営に関する業務

- ア レストハウスにおける資料及び展示品の案内業務
- イ 広報及び各種情報提供業務 等 施設の維持・管理に関する業務
- ア 建物保守管理業務(小規模修繕含む)
- イ 設備機器管理業務 (定期点検、小修理等)
- ウ 清掃業務
- 工 備品管理業務
- オ 保安警備業務
- カ 園地・植栽管理業務

その他の業務

- ア事業計画書の提出
- イ 事業報告書の提出
- ウ 県が実施する業務への協力

指摘事項

自己評価調査の作成、報告がなされていなかった。

6 花と冒険の島(環境課)

(1)管理方式

指定管理者(唐津市)

(2)設置目的

本県における観光の振興を図り、もって地域の振興に寄与するため、観光施設として、佐賀県花と冒険の島を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

花と冒険の島の運営に関する業務

- ア 自然体験ハウスにおける資料及び展示品の解説業務
- イ 自然体験プログラムの参加・利用申請の受付、許可、利用料金の徴収業務
- ウ コテージの利用申請の受付、許可、利用料金の徴収業務
- エ 広報及び各種情報提供業務 等 施設の維持・管理に関する業務
- ア 建物保守管理業務(小規模修繕含む)
- イ 設備機器管理業務 (定期点検、小修理等)
- ウ 清掃業務
- 工 備品管理業務
- オ 保安警備業務
- カ 園地・植栽管理業務

その他の業務

- ア事業計画書の提出
- イ 事業報告書の提出
- ウ 県が実施する業務への協力

指摘事項

自己評価調査の作成、報告がなされていなかった。

7 佐賀婦人寮(母子保健福祉課)

(1)管理方式

指定管理者(社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会)

将来方向 民間運営の条件整備等 (引受意向の確認、施設整備等)を検討後、平成23年4月 を目途に民間移譲。

(2)設置目的

売春防止法第36条の規定による婦人保護施設として、佐賀婦人寮を佐賀市に設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成23年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 利用者の保護に関する業務
- イ 利用者の生活支援業務
- ウ 利用者の心理的指導業務
- エ 利用者の就労支援業務
- オ 利用者の自立促進業務
- カ 施設退所後の自立生活援助業務
- キ 主催事業の実施 等 施設の維持・管理に関する業務
- ア 施設の保守管理業務
- イ 備品等管理業務
- ウ 清掃業務
- 工 警備業務 等

その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施 等

指摘事項

会計事務で適正でないものがあった。

寮の運営に係る県への措置費の請求(領収)を寮長が行っているが、その根拠が 指定管理者である佐賀県社会福祉協議会の経理規程等に明確に規定されていなか った。

厚生省令に定める施設整備がなされていなかった。

婦人保護施設に設置が義務づけられている相談室、静養室、医務室、作業室が整備されていない。特に相談室については、佐賀県社会福祉協議会では必要性を感じて、県に要望したが、困難であったため、現在は、夜、職員が宿直の際に、事務室で対応している。入所者の相談への対応、指導に支障のないよう、検討されたい。

財産の管理で不適切なものがあった。

佐賀婦人寮(社会福祉協議会)が措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設、購入した備品が県の財産とはなっていない。

これらについては、事故の際の責任問題もあることから、県の帰属とした上で、 管理されたい。

ア構築物

佐賀婦人寮(社会福祉協議会)が県有地の上に設置した形となっているが、 土地の使用許可の手続がとられていない。県と社会福祉協議会は、構築物を県 の所有として管理されたい。 (アルミ製玄関正門門扉)

イ備品

「佐賀県婦人保護施設佐賀婦人寮の管理運営に関する協定書第6条の規定により、県が佐賀婦人寮(社会福祉協議会)に管理させる物件は、県が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおりとされ、台帳が示され、そこに記載された備品は、平成18年度末現在、8品目(9個)である。

また、同協定書第11条第1項の規定により、佐賀婦人寮(社会福祉協議会) が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載する とともに、その帰属は県のものとするとされている。

以上は、平成18年度の協定に基づくものであるが、17年度以前は、佐賀婦人寮(社会福祉協議会)で購入した備品に関する定めがなかったこともあり、既に購入した備品はすべて佐賀婦人寮(社会福祉協議会)の帰属となっている。このようなことから、県が管理すべき備品として示したものは、上記8品目(9個)に過ぎない。

過去に佐賀婦人寮(社会福祉協議会)が購入した備品を県の所有として管理されたい。

8 佐賀向陽園(長寿社会課) 9 伊万里向陽園(長寿社会課)

(1)管理方式

指定管理者(社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会)

(2)設置目的

社会福祉事業を行うため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉施設を 設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策の名称、制定年月日

ア施策「県立福祉施設の将来方向」

イ 公表年月日 平成18年3月24日

内容

民間施設が増加し、先導的役割が終了したと判断し、平成21年4月を目途に民間移譲。

(4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

平成 21 年 4 月を目途に施設を民間移譲することとしたため、入所者と施設職員との信頼関係を含めた処遇水準の継続などを考慮し、民間移譲までの間、現受託法人を指定管理者に指定するこ

とで、サービスを継続することとした。

(5)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(6)指定管理業務

施設の運営業務

- ア 被措置者の処遇に関する事項に基づき、生活指導等の業務
- イ 地域や関係機関 家族等との交流機会の確保
- ウ 情報公開に基づく施設運営の確保、個人情報保護の取扱いに対する体制整備
- エ 入所者等からの苦情処理に対する体制整備
- オ 災害、事故等の危機管理に対する体制整備 施設及び備品等の管理、維持及び修繕業務
- ア 施設の保守点検管理業務
- イ 備品等管理業務
- ウ 清掃業務
- 工警備業務

その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施

指摘事項

財産の管理で不適切なものがあった。

管理させている県備品の中で、現物の確認できないものがあった。(佐賀向陽園) トランシーバー1台

佐賀県立養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の管理運営に関する協定 書第11条第1項の規定により、社会福祉協議会が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載するとともに、その帰属は県のものとするとされている。

しかし、社会福祉協議会は、平成18年度に購入した備品等についてその手続を とっておらず、備品等は社会福祉協議会の帰屋となっていた。

(福)佐賀県社会福祉協議会が措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設、購入した備品が県の財産とはなっていない。

これらについては、事故の際の責任問題もあることから、県の帰属とした上で管理されたい。

施設を民間譲渡する際の純資産額の取り扱いを検討されたい。

・佐賀向陽園分

平成 1 8 年度未純資産額 78,767,914 円 内訳 次期繰越金 73,067,914 円

その他積立金 5,700,000 円 (人件費積立金 700 千円、

修繕積立金 5,000 千円)

・伊万里向陽園分

平成 1 8 年度未純資産額 77,508,302 円 内訳 次期繰越金 68,408,302 円

その他積立金 9,100,000 円 (人件費積立金 7,000 千円、

修繕積立金 2,100 千円)

自己評価調査の作成、報告がなされていなかった。

10 児童養護施設「聖華園」(母子保健福祉課)

(1)管理方式

指定管理者(社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会) 将来方向 みどり園(乳児院)の運営形態等の検討後、平成23年4月を目途に民間移譲。

(2)設置目的

社会福祉事業を行うため、児童福祉法に基づく児童養護施設を設置することを目的とする。 保護者のいない児童(乳児を除く。) 虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を 入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を 行うことを目的として設置。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成23年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 「児童の自立支援計画」に基づいた児童の処遇に関する業務
- イ 地域や関係機関、家族等との交流機会の確保に関する業務
- ウ 主催事業の実施 等

施設の維持・管理に関する業務

- ア 施設及び備品等の管理、維持及び修繕業務
- イ 清掃業務
- ウ 警備業務 等

その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施 等

指摘事項

なし

11 母子福祉センター(母子保健福祉課)

(1)管理方式

指定管理者(社団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会)

(2)設置目的

母子家庭及び寡婦の生活安定と向上を図るため、母子及び寡婦福祉法第20条に規定する施設として、佐賀県母子福祉センターを設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 母子家庭及び寡婦の生活全般にわたる相談及び指導
- イ 母子家庭及び寡婦のための講習会、研修会等の開催又は必要な場所の提供
- ウ 主催事業の実施 等

施設の利用に関する業務

ア 施設利用申請の受付、利用の承認業務

施設の維持・管理に関する業務

ア 施設及び備品等の管理、維持及び修繕業務

- イ 清掃業務
- ウ 警備業務 等

その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施 等

指摘事項

施設の管理について検討を要するものがあった。

センターは、建設当時には宿泊可能な施設であったため、食堂、厨房や浴室があるが、現在は宿泊できないため、活用されてなく無駄になっている。

また、施設も老朽化(昭和40年建設)し、施設構造上の耐震問題も懸念される。 今後の施設のあり方を再考し、施設の改修・改築について検討されたい。

施設利用に関し、利用料金制の導入について検討を要するものがあった。 施設としては、会議室、和室(技能習得室)保育室が整備されているが、原則 無料として徴収されていない。

施設の有効活用と指定管理者の自主事業への支援となるよう、利用料金制の導入について検討されたい。

12 介護実習普及センター(長寿社会課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 佐賀県長寿社会振興財団)

(2)設置目的

介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通じて、高齢者の介護に関する県民の知識及び 技術の向上並びに意識の啓発を図り、もって県民の福祉の増進に資するため、佐賀県介護実習普 及センターを設置する。

(3)公の施設の施策への位置付け

施策の名称、制定年月日

「さがゴールドプラン 2 1」(佐賀県高齢者保健福祉計画、佐賀県介護保険事業支援計画) 平成 1 8 年 3 月

内容

市町や関係機関等と連携を図りながら、県全域を対象とする在宅介護支援の拠点として、機能の充実・強化を図るとともに、地域ケア体制の構築を促進するうえでの情報発信拠点としての役割を担う。

(4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

「現地機関のあり方検討」において、今後も引き続き県が保有する必要がある公の施設との方向性が示されたことから、平成18年4月1日より「指定管理者制度」を導入することとした。

(5)応募団体数

3団体

(6)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(7)指定管理業務

センターの運営に関する業務

- ア 県民各層に対する高齢者介護意識の啓発業務
- イ 介護知識・技術の習得のための介護講座等の開催
- ウ 高齢者の健康・介護に関する相談・助言
- エ 福祉用具・バリアフリーモデル住宅の普及啓発
- オ 介護専門職を対象とした高齢者介護のチームづくり及び地域組織づくりリーダーの養成
- カ 情報の収集及び提供の実施 センターの維持・管理に関する業務
- ア 施設の保守点検管理業務
- イ 備品等管理業務
- ウ 清掃業務
- 工 警備業務

その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施

指摘事項

なし

13 点字図書館(障害福祉課)

(1)管理方式

指定管理者(社会福祉法人 佐賀ライトハウス)

(2) 設置目的

視覚障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法第28条第1項の規定に基づき、同法第34条に規定する点字図書館として、佐賀県立点字図書館を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

点字図書館の運営に関する業務

- ア 点字図書及び録音テープ等の作成及び刊行並びに受入
- イ 点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修の実施
- ウ 視覚障害者に対する点字講習等の実施 点字図書館の利用に関する業務
- ア 点字図書及び録音テープ等の貸出及び閲覧 点字図書館の維持及び管理に関する業務
- ア 施設及び備品等の管理、維持及び修繕
- イ 清掃業務
- ウ 警備業務

事業計画書及び事業報告書、自己評価の提出

指摘事項

指定管理業務で不適正なものがあった。

県は、業務仕様書において、指定管理業務の「点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修の実施」について、「社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会(以下「視覚連」という。)の実施する点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修のために必要な場所を提供し、当該研修の講師として対応できる者を職員に配置すること」と定めている。

監査の結果、県は佐賀県障害者社会参加推進センターに、「障害者社会参加総合推進事業」を委託(平成18年度16,946千円)し、同センターは、そのうち視覚障害者関係の事業を、視覚連に再委託(平成18年度は9事業7,480千円)しているが、点字図書館内に事務所を置く視覚連には職員がいないため、委託費の中に人件費は含めず、ライトハウスの職員がこれらの事業の事務を行うものとして組み立てられ、そのうちの点訳奉仕員養成事業及び朗読奉仕員養成事業に職員として協力することが指定管理業務として位置付けられていた。

しかし、身体障害者福祉法第34条の規定によると、点字図書館は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物等を製作し、若しくは利用に供し、又は点訳等を行う者の養成若しくは派遣等の便宜を供する施設であるとされていることから、点訳奉仕員養成事業及び朗読奉仕員養成事業は、指定管理業務として、

ライトハウスに直接委託すべき業務である。

指定管理業務及び障害者社会参加総合推進事業の委託業務について、見直しを行われたい。

休館日の運用で不適正なものがあった。

佐賀県立点字図書館設置条例施行規則第4条の規定で、休館日は、月曜日及び 12月29日から翌年の1月3日までとされているが、事業計画書には閉館予定日 として、毎週月曜日及び祝祭日他と記載され、現に祝祭日に休館されていた。

県は、指定管理者から事業計画書が提出された際、規則に基づく運用を指導すべきであった。

事業計画書のとおり事業が実施されていないものがあった。

事業計画書において、利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、点字図書館、利用者団体である視覚連、ボランティア団体である点字図書館友の会の代表、各々数名からなる「点字図書館運営懇談会(仮称)」を立ち上げることとされているが、設置されていなかった。

県は、事業計画書に基づく事業実施を指導すべきである。

備品管理業務で適正でないものがあった。

佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書第2の管理基準によれば、県から無償貸与されている巡回用車両の、自動車保険については、指定管理者が一定条件以上の内容で加入し、保険証の写しを県に提出するようになっているが提出されていなかった。又、県も提出要求をしていなかった。

14 金立寮 (障害福祉課) 15 九千部寮(障害福祉課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 佐賀県手をつなぐ育成会)

(2)設置目的

職場に通勤する知的障害者を入寮させ、社会生活への適応に必要な対人関係の調整、余暇の活用、健康の管理等について指導を行うことにより、知的障害者の円滑な社会復帰を図るため、佐賀県知的障害者通勤寮を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

平成21年4月を目処に民間移譲の方針であるため、非公募により、従来の管理委託団体を指 定管理者として指定している。

(5)指定管理業務

施設の利用に関する業務

- ア 施設支援計画に基づく利用者への支援の提供
- イ 相談及び支援
- ウ 助言、指導、食事の提供等
- エ 社会生活上の便宜の供与
- オ 災害及び事故発生時の対応
- カ 支援に関する記録の整備 等 施設の維持及び管理に関する業務
- ア 施設及び備品等の管理、維持及び修繕
- イ 清掃業務
- ウ 警備業務 等

その他の業務

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施 等

指摘事項

次のとおり、事業報告書の書式、確認が不適正であった。

- ア 事業報告書の提出期限は、年度終了後3月以内であるが、7月12日付けで提出されていた。
- イ 事業報告書の書式は、県と指定管理者が協議して決定することとなっているが、 協議されていなかった。このため、事業報告書では、事業計画どおりに実施され たかどうかが確認できなかった。
- ウ モニタリングの項目は、県と指定管理者が協議して決定することとなっている が、協議されていなかった。
- エ **事業報告書**を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知することとなっているが、通知していなかった。

16 難病相談・支援センター(健康増進課)

(1)管理方式

指定管理者 (特定非営利法人 佐賀県難病支援ネットワーク)

(2)設置目的

難病患者とその家族の相談、交流活動及び就労の支援等を行い、もって難病患者とその家族の 安定した療養生活の確保及び生活の質の向上に資するため、佐賀県難病相談・支援センターを設 置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成16年9月26日~平成19年3月31日 平成19年4月 1日~平成22年3月31日

(5)指定管理業務

施設の維持管理に関する業務(H16~H18)(H19~H21)施設の利用に関する業務(H16~H18)(H19~H21)難病相談支援に関する業務(H16~H18)(H19~H21)

(医療、福祉、行政手続き、就労、患者会発足等に関する相談支援)

難病に関する普及啓発に関する業務 (H16~H18)(H19~H21)

患者会等の交流促進等に関する業務 (H16~H18)

難病講演会・研修会の開催に関する業務(H16~H18)

難病患者の就労支援に関連する業務 (H16~H18)

(就労に関するシンポジウム、研修会、報告会等の開催等)

指摘事項

指定管理者の公募に際し、検討を要するものがあった。

平成16年度に公募した際の公募期間が4月30日から5月12日までと短期間であり、申請が1団体だったことから、平成18年度に行った2回目の公募では、公募期間を2カ月とり、テレビ、ラジオ等による広報を行ったにもかかわらず、申請は1団体であった。

複数団体の申請があるよう、全国の類似の業務を実施できる団体に情報提供するなど、公募方法について検討されたい。

指定管理者の公募に際し、業務仕様書を作成していなかった。

平成16年度から18年度まで、県は指定管理者として行うべき業務について、 業務仕様書を作成せず、指定管理者の事業計画に基づく管理運営に任せており、県 としての主体性がない。 指定管理業務の範囲・内容・運営組織・管理委託料について、検討を要するものがあった。

平成19年度から、県は業務を限定して経費を削減し、人件費を1名分としている。

1名分の人件費で施設の維持管理と十分な支援相談業務が行え、公の施設の設置目的が達成できるかを検証されたい。

施設利用に関し、利用料金の導入を検討されたい。

施設としては、地域交流活動室、研修室、談話室、会議室が整備されているが、 県条例では施設使用料については管理規則で徴収しないとなっている。

施設の有効活用と指定管理者の自主事業への支援策となるよう、利用料金制の導入について検討されたい。

17 九州シンクロトロン光研究センター(新産業課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 佐賀県地域産業支援センター)

(2)設置目的

地域産業の高度化、新産業の創出及び科学技術の振興に寄与するため、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターを設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策(戦略)の名称、制定年月日

「際立つ佐賀県」となるための産業戦略(シンクロトロン光利活用戦略)

内容

「際立つ佐賀県」を産業政策で実現するためには、「経済の活性化」及び「魅力ある雇用の場の創出」を図り、県民が豊かさを実感し、誇りを持って暮らすことができるような活力ある産業社会を構築することが必要である。

このため、地域経済のリード役となる新産業の創出・展開・誘致とそのベースとなる頭脳拠 点形成を行う「シンクロトロン光利活用戦略」を策定したもの。

(4)指定期間

平成16年1月1日から研究センター廃止の日まで

(5)利用料金制

導入有

(6)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 県有ビームラインの利用促進業務
- イ 外部ビームラインの設置促進業務 施設の利用に関する業務
- ア 施設 (ビームライン、諸室等)の使用許可業務等 施設の維持・管理に関する業務
- ア 建物保守管理業務
- イ 設備機器管理業務 (定期点検、清掃、保安警備等) 等 その他の業務
- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成

指摘事項

公募期間が短く、周知期間、事業計画書の作成期間としても不適正であった。 公募期間が平成15年10月10日から24日までと、短期間である。周知期間 としても、事業計画書を作成する期間としても不適正であった。

各種報告書で適正でないものがあった。

指定管理者からの事業計画書、事業報告書、収支計算書等の報告で、指定管理業務以外の業務(県からの別途の委託事業)が含まれていた。

現金の取扱いで、適正でないものがあった。 使用料徴収に係る取扱いで、現金出納簿が作成されていなかった。

行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。 自動販売機が設置されていたが、行政財産の目的外使用許可の申請がなされていなかった。

使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。

自己評価の作成及び報告がなされていなかった。

18 地域産業支援センター(新産業課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 佐賀県地域産業支援センター)

(2) 設置目的

技術の高度化、経営の効率化等企業の事業活動に対する支援を行い、もって県内産業の発展に資するため、佐賀県地域産業支援センターを設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策 (戦略)の名称、制定年月日 佐賀県中小企業支援計画 中小企業支援法第4条に基づき毎年度作成 内 容 中核的支援機関として、県内中小企業の経営の健全化を促進する。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)利用料金制

導入なし

(6)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 必要なスタッフの配置
- イ 各種公文書の処理・保管
- ウ 施設に係る情報提供
- エ 利用者からの要望等に対する対応 施設の利用に関する業務
- ア 利用者に対する施設の案内
- イ 施設の利用申請の受付・施設の貸出し
- ウ 使用許可及び使用料の徴収 施設の維持・管理に関する業務
- ア建物保守管理業務
- イ 設備機器管理業務(定期点検、清掃、保安警備等)
- ウ 備品の保守管理

その他の業務

- ア 事業報告書の作成
- イ 自己評価の実施
- ウ 緊急連絡体制の整備

指摘事項

会計処理で適正でないものがあった。 指定管理に係る経理は、特別会計として区分するよう指導されたい。

事業報告書の報告内容で検討を要するものがあった。

事業報告書のうち、「管理運営業務の実施状況」については、管理運営費の支出 状況を実施状況報告として報告されているが、管理業務の具体的内容を報告させる など、今後の管理運営の参考になるよう報告内容を指定管理者と協議・検討された 66

指定管理に係る管理運営費 (県委託料) に、人件費が算定されていなかった。 指定管理業務に係る人件費を措置されたい。

19 産業振興センター(商工課)

(1)管理方式

指定管理者(佐賀県物産振興協会)

(2)設置目的

県内物産について展示、紹介、情報の提供及び取引のあっせんを行い、もって県内産業の発展 に資するため、佐賀県産業振興センターを設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

県内物産の展示、紹介、情報の提供等を行い、県内産業の振興につなげていくためには販売まで一体的に実施したほうが効果的であり、実施方法、人員体制、経費等を考えると県直営での実施には限界があることから、本県物産の宣伝・あっせん・販路拡大並びに販売を行い、その発展に寄与することを目的として県内物産生産者等の民間事業者及び県・市町で組織された公益団体である佐賀県物産振興協会に平成元年から管理委託している。

指定管理者制度導入に際しても、県直営での実施はできないことを再確認のうえ、管理委託から指定管理者への移行を決定した。

(5)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(6)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 県内物産の展示、紹介、情報の提供及び取引のあっせん
- イ 観光地の案内及び宣伝、紹介

施設の利用に関する業務

- ア 利用者向上のための各種企画、立案等
- イ 展示コーナーや会議室等の活用(佐賀駅物産観光展示館を除く)

- ウ 利用者からの要望等に対する対応 施設の維持・管理に関する業務
- ア 施設の清掃及び警備等の維持管理業務
- イ 施設の簡易な補修・修繕
- ウ 什器・備品等の管理

その他の業務

- ア 事業計画書の提出
- イ 事業報告書の提出
- ウ事業評価の実施

指摘事項

なし

20 射撃研修センター(生産者支援課)

(1)管理方式

指定管理者(佐賀県総合射撃推進協会)

(2)設置目的

ライフル銃及び散弾銃の取扱技術の習得及び射撃技術の向上を図るため、佐賀県射撃研修センターを設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)公募状況

2団体

(5)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(6)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 指定射撃場の指定に関する内閣府令第6条の2に規定する管理者の基準並びに府令第8条 及び第9条に規定する管理方法の基準を満たすもの
- イ 使用の許可

- ウ 使用の制限
- エ 使用料の徴収事務
- オ 県及び利用者との連絡調整 施設の維持・管理に関する業務
- ア建物保守管理業務
- イ 設備機器管理業務 (定期点検、清掃、保安警備等) 等 その他の業務
- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 評価の実施

指摘事項

事業計画に基づく事業を実施していないものがあった。 教習射撃場の指定を受けて運営する計画となっていたが、未だ実施されていない。

県は、事業計画に基づく事業実施を指導されたい。

施設の管理で適正でないものがあった。

県の許可を得ることなく、可動式のクレー放出機を置いていた。

指定管理者に早急に無許可施設を撤去させ、あるいは、必要であれば施設使用の許可を行われたい。

公の施設の利用状況で検証を要するものがあった。

県外の者の利用が大半という状況であった。公の施設の設置目的に照らし、これでよいのか検証されたい。

そのうえで、県の施設として存続するのであれば、設置目的を達成するための 目標と目標達成のための利用方針等について、指定管理者と協議して作成された い。

また、利用料金制となっておらず、利用者の増加が指定管理者のメリットとなり得ていない。指定管理者のインセンティブの働く仕組みを検討されたい。

2.1 吉野ヶ里歴史公園(まちづくり推進課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 公園緑地管理財団)

(2) 設置目的

都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する法第2条第1項の都市公園の設置及び管理について必要な事項を定める。

我国固有の優れた文化的遺産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため、平成4年度に 閣議決定を受けて設置された国営地区とその国営地区と一体となって遺跡の保全及び歴史公 園としての機能の充実を図ることを目的として設置された県営区域から構成されている。

県営区域の維持管理・運営については、「弥生人の声が聞こえる」を基本とした強く心に残る歴史のロマンあふれる魅力ある風景の公園づくりと同時に、広大なオープンスペースを利用した催し物、イベント等の開催により四季を通じて誰もが心地よく過ごせる「楽しい公園」づくりを目的として設置。

(3)公の施設の位置づけ

施策(戦略)の名称、制定年月日

- ア 佐賀県総合計画(平成12年12月)
- イ 佐賀県地域防災計画(平成18年)
- ウ 佐賀県都市計画区域マスタープラン(平成16年3月)

内容

- ア 吉野ヶ里歴史公園の整備促進により、広く国民の文化財への理解を促がす。 吉野ヶ里歴史公園や佐賀城公園、森林公園等の都市公園や緑地などの整備を促進するとと もに、都市緑化の普及・啓発を図る。
- イ 国、県は、震災時の緊急輸送、情報通信等の救援、復旧・活動の大規模拠点として、広域 避難地等と緊急輸送道路等で連絡された大規模な都市公園を整備する。
- ウ 吉野ヶ里歴史公園整備の観光集客力を活かした商業地の活性化。 吉野が里歴史公園周辺の環境整備を進め、歴史的景観の形成を図る。

(4)公の施設の活用を促進するための方針等

方針等の名称、制定年月日 吉野ヶ里歴史公園利用促進行動計画(平成17年3月)

目標

- ア 遺跡の保存と活用
- イ 魅力ある風景・環境づくり
- ウ 新しい歴史文化の創造
- エ 国際交流の拠点
- オ レクリェーション環境の整備
- カ 地域振興の一翼を担う
- キ 段階的整備

(5)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(6)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 利用者指導業務
- イ 利用促進業務
- ウ 入園料等徴収業務 等 施設の維持・管理に関する業務
- ア植物管理業務
- イ 建物・工作物維持管理業務
- ウ 備品管理業務
- 工清掃業務
- オ警備業務等

その他の業務

- ア事業計画書の作成
- イ 中間報告、事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施 等

指摘事項

なし

22 県営住宅(建築住宅課)

(1)管理方式

指定管理者(佐賀県住宅供給公社、マベック・松尾建設共同企業体)

(2)設置目的

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

収納に関する業務

- ア 住宅使用料、有料駐車場使用料の収納業務
- イ 納付書の発送、使用料の口座振替の奨励
- ウ 家屋明渡し訴訟、強制執行立会い

入居募集に関する業務

- ア 入居募集 (予備者募集、空家募集、新築募集、随時募集)
- イ 募集後、抽選会の開催

入退去に関する業務

- ア 入居申込み受付、入居資格審査、特定入居相談の対応
- イ 鍵渡し(鍵の管理)
- ウ 入居事務処理状況報告(毎月)
- 工退去届受付
- 才 無断退去者調查、退去届提出指導 維持管理業務
- ア 住宅及び共同施設の修繕業務
- イ 植栽、汚水処理施設等管理業務
- ウ 防火管理者業務

その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施

指摘事項

県が業務仕様書で示した業務のうち、防火管理者としての業務実施で不適切なものがあった。

消防法に基づき、1棟あたりの収容人員が50人以上の県営住宅については、防火管理者及び消防計画を定めて消防署長に届け出るとともに、消防計画を実施することが義務づけられている。

指定管理者は、防火管理者の選任は行ったものの、消防計画の作成等は、未実施であった。原因は、指定管理者は、県営住宅である以上、既に、県で消防計画は作成済みと思っていたものの、作成されていなかったことによる。

県において、早急に消防計画案を作成し、指導されたい。

家賃未納者に対する指導コストの指定管理経費の算定について、検討を要するものがあった。

住宅使用料は利用料金制でなく、住宅使用料の収納事務については、指定管理者 と別に収納事務委託契約を締結して実施されているが、収納事務に関する経費が算 定されていない。(指定管理前の管理委託時は、収納委託事務は無償)

このことは指定管理者としては、家賃滞納者への納入指導を強力に実施すること はコストが掛かることとなり、指定管理者のメリットとなりにくいものである。

従って、使用料の徴収率を上げる方策としては、一定の徴収率以上の収納があっ

た場合は、褒賞の意味からも一定額の指定管理経費として算入できる仕組みを検討されたい。

空家修繕の修繕料の算定について検討を要するものがあった。

入居者の退去による次の入居者のための修繕(空家修繕)費の算定は、過去3ヶ年の平均退去戸数に戸当り20万~25万円を乗じて算定されているが、計画戸数より大幅な退去者が発生した場合は、指定管理者としては赤字が発生することとなる。精算方式とするなど、合理的な方法に改善されたい。

23 緑化センター(森林整備課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 佐賀県緑化流通センター)

(2)設置目的

緑化に関し、展示及び資料の提供を行い、相談に応じ、並びに緑化木の円滑な供給を促進し、 もって緑化の推進を図るため、佐賀県緑化センターを設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の利用に関する業務

- ア 利用許可申請書の受付及び利用承諾書の交付
- イ 利用料の徴収業務 等

施設の維持及び管理に関する業務

- ア 建物及び付帯設備等の保全並びに維持管理
- イ 利用者の安全確保を図るための各施設の巡回点検及び防災保全
- ウ 急病・緊急時の対応業務
- エ 園地の維持管理業務 等

その他の業務

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成

ウ 自己評価の実施 等

指摘事項

なし

24 二十一世紀県民の森(森林整備課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 スマイルアース)

(2)設置目的

二十一世紀に向けて、県民が自然とのふれあいのなかで、自然のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び県民の健康の増進を図るため、佐賀県立二十一世紀県民の森を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の利用に関する業務

- ア 館内の案内及び緑化や森林・林業に関する教育指導及び緑化、自然保護に関する普及啓発の実施
- イ 施設利用申し込みの受付及び利用承諾書の交付 施設の維持及び管理に関する業務
- ア 建物及び付帯設備等の保全並びに維持管理
- イ 利用者の安全確保を図るための施設遊具等の巡回点検及び防災保全
- ウ 急病・緊急時の対応業務
- エ 園地の維持管理業務 等

その他の業務

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施 等

自己評価が実施されていなかった。

管理運営業務仕様書により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、その結果について県に報告することとなっているが、実施されていなかった。

施設の管理について検討を要するものがあった。

木工芸センター及び多目的広場については、平成18年度ほとんど利用実績がなく遊休化している。(平成17年度も同様)また、多目的広場のテニスコートは、コート面が凸凹した状態でとても利用できるとは思えない状態である。

同施設内の備品も老朽化しており、県は指定管理者と今後の施設のあり方について協議し、施設の改修又は備品の更新・処分を検討されたい。

施設の管理で適正でないものがあった。

森林学習展示館の建物西側壁のタイルが一部はげ落ちているため、落下飛散防止 用のネットをかぶせて応急処置が行われているが、来館者の安全確保はもとより、 長期間放置すると施設のイメージも悪いので、早急に修復工事を行われたい。

25 住ノ江港緑地(港湾課)

(1)管理方式

指定管理者(小城市)

(2)設置目的

交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営及び利用に関する業務

ア 職員の配置と施設の管理運営に必要な講習の実施

- イ 利用料の徴収業務
- ウ 備品等の貸出業務
- エ 施設情報等の提供
- オ 緊急マニュアルの作成 施設の維持・管理に関する業務
- ア 構築物の保守管理業務
- イ 設備機器管理業務 (定期点検、清掃、保安警備等) 等 その他の業務
- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施

地元市へ施設の譲渡を検討されたい。

この施設は、地元からの要望により設置したものであり、施設整備から 10 年以上経過しており、今後の施設改修等に多額の経費が予想される。

利用者は、地元住民が大部分で管理経費等も、地元市町で負担されていることもあり、施設譲渡を検討されたい。

26 伊万里人工海浜公園(港湾課) 27 太良人工海浜公園(港湾課)

(1)管理方式

指定管理者(伊万里市、太良町)

(2)設置目的

本県における港湾の有効利用を図り、恵まれた自然を生かした海洋性レクリェーション基地として県民の利用に供するため、佐賀県人工海浜公園を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営及び利用に関する業務

- ア 職員の配置と施設の管理運営に必要な講習の実施
- イ 利用料の徴収業務
- ウ 備品等の貸出業務
- エ 施設情報等の提供
- オ 緊急マニュアルの作成 施設の維持・管理に関する業務
- ア 構築物の保守管理業務
- イ 設備機器管理業務 (定期点検、清掃、保安警備等) 等 その他の業務
- ア事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施

地元市町へ施設の譲渡を検討されたい。

この施設は、地元からの要望により設置したものであり、施設整備から 10 年以上経過しており、今後の施設改修等に多額の経費が予想される。

利用者は、地元住民が大部分で管理経費等も、地元市町で負担されていることもあり、施設譲渡を検討されたい。

- 28 黒髪少年自然の家(社会教育課) 29 北山少年自然の家 (社会教育課)
- 30 波戸岬少年自然の家(社会教育課)
- (1)管理方式

指定管理者(財団法人 佐賀県教育文化振興財団)

(2)設置目的

少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う 社会教育施設として、少年自然の家を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

青少年の心豊かな情操、冒険心、自立心を育むため海洋や山間など自然の中での野外活動や、 集団による生活体験が可能な少年自然の家等の青少年教育施設を核とした体験・交流活動の充 実を図る。(佐賀県教育の基本方針)

目標

平成22年度までに少年自然の家の年間団体利用件数を3施設合計で1,350団体(年間50団体)とする。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 受入事業や主催事業の実施
 - ・プログラムの開発、調査研究
 - ・幼児体験学習事業
 - ・環境学習推進事業 (波戸岬少年自然の家のみ)
- イ フィールド (自然体験活動等のための設備や周辺環境等)の開発・整備
- ウ 施設ボランティアの育成等

施設の利用に関する業務

- ア 利用申請の受付、許可
- イ 使用料の徴収
- ウ 食堂の運営及び入所者への食事などの必要なサービスの提供
- エ 施設事業に係る広報・PR等

施設の維持及び管理に関する業務

- ア 施設・場の維持管理業務
- イ 備品等の保守管理業務
- ウ 敷地内の環境整備事業等
- エ シーツ寝具の管理等

その他の業務

- ア事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施
- 工 各種調査、照会、回答、利用統計
- オ 指定期間終了にあたっての引継事務

指摘事項

少年自然の家の利用促進で検討を要するものがあった。

少年自然の家の設置目的は、県内の少年の健全育成であるが、県では目標として 3施設合計の利用団体数を定めている。しかし、実情は、県外の者や大人の利用も 多く、県内の少年の健全育成を達成する上での目標としては妥当でない。

このため事業報告書において、利用者数等を報告しているが、県内利用・県外利用の状況分析がない、使用料を免除した者は報告していない、部屋の稼働状況の分析がないなど、少年自然の家の設置目的である、県内の少年の健全育成という観点からの事業報告書の内容とはなっていない。

また、管理運営共通業務仕様書に定められている、自己評価の県への報告もなされていない。

少年自然の家の本来の利用促進に向け、指定管理者と協議して、適正な目標を設定し、事業報告書で確認を行い、改善につなげるという仕組みを作り、利用促進を図られたい。

利用料金制の導入について検討されたい。

波戸岬少年自然の家の施設としては、研修室3室、実習室(60人)、和室2室(15畳、12畳)、オリエンテーション室、体育館、環境学習施設等が整備されているが、これらの利用に対する施設使用料が規定されておらず、施設使用料については、宿泊料のみ(大人210円、子供100円)を県に納入することとなっている。

このため、指定管理者が利活用を促進し、施設の利用者が増加しても光熱水費等も増加し、管理費も増加することから、指定管理者のメリットとはなっていない。

今後、宿泊料及び施設の利用について利用料金制を導入し、指定管理者の創意工夫を生かしたやりがいのある方法となるよう検討されたい。

【黒髪少年自然の家関係】

行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。 食堂内の売店に係る行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。 使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。

【波戸岬少年自然の家関係】

業務仕様書に基づく有資格者の人数が不足していた。

業務仕様書において、小型船舶2級以上の有資格者4名を常駐させることとなっているが、3名しかいなかった。

売店設置に係る行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。 また、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可はなされていたが、使用料は免除されていた。

使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。

31 宇宙科学館(文化課)

(1)管理方式

指定管理者(乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体)

(2)設置目的

天文をはじめとする科学に関する資料の収集、展示等を行い、県民の教養と創造性を育み、もって本県の教育及び文化の発展に寄与するため、佐賀県立宇宙科学館を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

方針等の名称、制定年月日 佐賀県教育の基本方針(平成19年4月)

目標等

基本目標 多彩な文化の振興と伝統文化の継承

施策展開 県民が文化に親しめる博物館施設のサービスの充実

県民が自然や科学に親しむことのできる拠点的な施設として、民間事業者の 有する知識・技能・ノウハウ等を有効に活用しながら、展示運営の充実や利用 料金の多様化など、利用者ニーズに応じたこれまで以上に効率的かつ効果的な 施設運営を行い、施設の魅力の向上を図る。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営に関する業務

- ア 資料の展示・収集・保存・修理及び利用に関する業務
- イ 調査研究業務(教育委員会との連携事業)
- ウ 調査研究成果の普及に関する業務(")
- エ 教育・生涯学習支援に関する業務(")
- オ 学校との連携に関する事業(
- カ 県民協働による宇宙科学館運営に関する業務(" ")
- キ 他の科学館・博物館等との連携を図る業務
- ク 科学に関する情報の提供に関する業務
- ケ 広報誘客に関する業務
- コ 地域づくりと観光振興に関する業務
- サ 利用料金に関する業務 使用許可に関する業務

施設及び付属設備等の管理、維持及び修繕に関する業務

- ア 建物の点検保全業務
- イ 外構の点検保全業務
- ウ 建築設計、展示設計に定められた所用の性能及び機能の保持
- 工清掃業務、警備業務等

その他の業務

- アー入館者・利用者の案内、指導及び安全確保業務
- イ 事業報告書、年報等の作成及び提出
- ウ ミュージアムショップの管理運営
- オ 飲食施設の管理運営 等

指摘事項

行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。

自動販売機の設置に係る使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。

32 市村記念体育館(体育保健課) 33 総合運動場(体育保健課)

34 総合体育館(体育保健課)

(1)管理方式

指定管理者(財団法人 佐賀県体育協会)

(2)設置目的

【市村記念体育館】

本県における体育と文化の振興を計り、あわせて県民の体育その他健康で文化的な各種の集会の用に供するため、市村記念体育館を設置する。

【総合運動場】

県民の体育(スポーツを含む。)の振興を図るため、佐賀県総合運動場を設置する。

【総合体育館】

体育 (スポーツを含む。) の普及振興を図り、県民の健康で文化的な生活の向上に寄与する ため、佐賀県総合体育館を設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策(戦略)の名称、制定年月日

- ア 佐賀県スポーツ振興基本計画(平成16年9月)
- イ 佐賀県教育の基本方針(平成19年4月)

目標

ア 競技スポーツの振興

施設の整備・充実(県有体育施設等の整備・充実)

全国大会等の開催や全県的な県民の利用に耐え得る規模と設備を整え、公認施設としての機能充実を図る、

また、県内には地域に根ざしたスポーツがいくつか見られ、本県のスポーツ振興や競技力の向上に大きく寄与している。このような地域において、拠点となる施設の一層の整備・充実が図られるよう働きかける。

イ 夢・感動と活力を生むスポーツの振興

県民に自信と誇りを与える競技スポーツの振興

今年度開催する「2007青春・佐賀総体」を契機に、スポーツ施設の整備を図るとともに、競技力の向上と大会後の中・長期的な維持・定着を図っていく。

(4)公の施設の活用を促進するための方針等

方針等の名称、制定年月日

- ア 佐賀県スポーツ振興基本計画 (平成16年9月)
- イ 佐賀県教育の基本方針(平成19年4月)

目標等

- ア 日々の活動の拠点となる公共スポーツ施設の有効活用を図る。
- イ 公共スポーツ施設や学校体育施設が、地域住民や総合型地域スポーツクラブの活動拠点と して有効活用できるように、施設・設備の整備と弾力的な運営を推進する。

特に県立体育施設においては、指定管理者の自主性、主体性のもと、各種のスポーツ教室の実施などスポーツに親しむ「きっかけ」づくりなどにも取り組み、施設の魅力の向上を図るとともに、利用者意見の反映などを通じてサービスの向上に努める。

(5)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(6)指定管理業務

施設の運営及び利用に関する業務

- ア スタッフの配置(各施設に管理責任者を配置し、その内1名は統括責任者として3施設を 統括)
- イ スタッフに対する施設管理運営に必要な研修の実施
- ウ 施設情報等の提供業務(佐賀県生涯学習情報システム(愛称:「まなびネットSAGA」) の活用)
- エ 利用の受付、許可及び使用料の徴収業務
- オ 用具の貸出業務
- カ 施設使用の調整会議の実施 等 施設の維持及び管理に関する業務
- ア 建物物及び設備等の保守管理(法定点検への対応)業務
- イ 施設の清掃業務
- ウ 備品の管理業務
- 工 保安警備業務
- オ 外構及び植栽管理業務
- 力 廃棄物処理業務 等

その他の業務

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施 等

指摘事項

指定管理業務の事業報告に当たり、自己評価が提出されていなかった。

施設使用料で、現金出納簿への記帳が適正でなかった。(市村記念体育館)

備品の管理で適正でないものがあった。(市村記念体育館) 前年度の監査で現物確認ができなかった備品が台帳にそのまま備品として整理さ

れているものがあった。

備品名 吊り輪

数 量 1セット

金額 323,700円

35 佐賀県ヨットハーバー(体育保健課)

(1)管理方式

指定管理者(佐賀県ヨット連盟)

(2)設置目的

本県における海洋スポーツの普及振興を図るため、佐賀県ヨットハーバーを設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

公共スポーツ施設や学校体育施設が、地域住民や総合型地域スポーツクラブの活動拠点として有効活用できるように、施設・設備の整備と弾力的な運営を推進する。

特に県立体育施設においては、指定管理者の自主性、主体性のもと、各種のスポーツ教室の 実施などスポーツに親しむ「きっかけ」づくりなどにも取り組み、施設の魅力の向上を図ると ともに、利用者意見の反映などを通じてサービスの向上に努める。(平成19年度佐賀県教育 の基本方針)

目標

なし。

(4)指定期間

平成18年4月1日~平成21年3月31日

(5)指定管理業務

施設の運営及び利用に関する業務

- ア スタッフの配置、研修
- イ 受付、許可及び使用料の徴収等
- ウ 用具の貸出
- エ 施設使用の調整
- オ 緊急時の対応
- 力 広報業務 等

施設の維持・管理に関する業務

- ア 建築物及び設備等の保守管理
- イ 清掃業務
- ウ 備品管理
- 工 保安警備 等

その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施

指摘事項

指定管理業務の運営に関し、職員の配置で不適正なものがあった。

救助・指導員2人について、別の補助事業による職員及び県体育協会派遣職員を 配置していた。

事業報告書の作成・確認で不適正なものがあった。

管理運営業務仕様書により、事業報告書の書式は、県と指定管理者で協議のうえ 定めることとなっているが、指定管理者が任意に作成した事業報告書が提出されて いた。

また、提出された報告書は、次のとおり不適正であった。

- ・施設の維持・管理関係の実績等の記載がない。
- ・自己評価が実施されていない。
- ・無料の施設利用者の報告がない。

事業報告書は、管理運営の状況を把握し、適正になされているか検証し、翌年度の 運営に活用するために必要なものである。書式については、県と指定管理者で協議 のうえ定めるとともに、県は、報告書を十分に検証されたい。

施設に係る備品一覧表が指定管理者に送付されていなかった。

平成18年度協定締結の際に備品一覧表が県から指定管理者に送付されていなかった。

備品管理を徹底されたい。

施設使用許可で適正でないものがあった。

施設使用許可は、管理運営業務仕様書で指定管理者が行うこととなっているが、許可権者は以前の教育長のままとなっていた。

団体としての財政的・人的基盤に課題があった。

財政的・人的基盤が弱く、団体を運営するため、県の補助金、県体育協会からの 人的派遣を受けていた。

また、会長を置くことになっているが、長期にわたり不在であった。

直営管理施設

- 1 総合福祉センター(障害福祉課)
 - ・知的障害者通園施設(くすのみ園)
 - ・身体障害者福祉会館
 - · 勤労身体障害者教養文化体育館
- (1)管理方式

直営

今後の方向

- ・知的障害者通園施設(くすのみ園) 平成21年4月を目処に春日園と統合し、療育指導者を育成する療育指導技術普及機関 (県営)に再編・強化
- ・身体障害者福祉会館 県直営で管理
- ・勤労身体障害者教養文化体育館平成20年度から指定管理者制度に移行(指定管理者:佐賀県障害者スポーツ協会)
- (2)設置目的

児童、婦人及び心身障害者に係る相談、指導、訓練、療育等を総合的かつ有機的に行い、福祉の増進を図るため、佐賀県総合福祉センターを設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

指摘事項

なし

2 日の隈寮(地域福祉課)

(1)管理方式

直営

(平成20年度から社会福祉法人 佐賀整肢学園に移譲)

(2)設置目的

生活保護法に基づく保護施設

(生活保護法第38条第2項)

救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。)

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

指摘事項

なし

3 いずみ荘(長寿社会課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

低所得階層に属する老人に低額な料金で利用させ、健康で明るい生活を送らせるため、老人福祉法(昭和38年法律133号)第15条第1項の規定に基づき、同法第5条の3の軽費老人ホームとして、佐賀県立いずみ荘を設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策の名称、制定年月日

ア施策「県立福祉施設の将来方向」

イ 公表年月日 平成18年3月24日

内容

民間施設が増加し、先導的役割が終了したと判断し、平成21年3月を目途に廃止する。

(4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

平成21年3月を目途に施設を廃止することとしたため、入所者と施設職員との信頼関係を含めた処遇水準の継続などを考慮し、廃止までの間、直営で管理することとした。

指摘事項

なし

4 希望の家 (障害福祉課)

(1)管理方式

直営

今後の方向

授産・療護部門は、平成23年4月を目処に民間移譲 更生部門は、新たな自立生活・就労支援拠点(県営)として再編整備

(2)設置目的

障害者自立支援法第83条第2項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立希望の家を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

指摘事項

なし

5 春日園 (障害福祉課)

(1)管理方式

直営

今後の方向

平成21年4月を目処に、くすのみ園と統合し、療育指導者を養成する療育指導技術普及機関(県営)に再編・強化

(2)設置目的

児童福祉法に基づく児童福祉施設

(児童福祉法第42条)

知的障害児施設は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし

目標

なし

指摘事項

なし

6 九千部学園(障害福祉課)

(1)管理方式

直営

今後の方向

知的障害者の就労移行支援施設(県営)として継続運営

(2)設置目的

障害者自立支援法第83条第2項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立九千部学 園を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

指摘事項

なし

7 佐賀コロニー (障害福祉課)

(1)管理方式

直営

今後の方向

平成28年4月を目処に入所定員を120人程度に縮小後、民間移譲

(2)設置目的

障害者自立支援法第83条第2項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立佐賀コロニーを設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

指摘事項

なし

8 みどり園(母子保健福祉課)

(1)管理方式

直営

将来方向 民間移譲を前提として、運営形態 (単独又は併設等) や老朽化による立て替え・用 地等について検討し、平成21年3月までに結論。

(2)設置目的

社会福祉事業を行うため、児童福祉法に基づく児童福祉施設を設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策(戦略)の名称、制定年月日 佐賀県総合計画(平成12年12月)

内容

児童福祉の・母子(父子)福祉の充実

子どもの健全育成に係る地域活動の充実、児童相談体制の充実に努めるとともに、保護・援護の必要な児童に対する取組の推進。

指摘事項

なし

9 佐賀県立病院好生館(新県立病院プロジェクト推進室)

(1)管理方式

直営

今後の方向性: 地方独立行政法人

現在の地方公営企業法の一部適用では、職員採用や組織変更、予算執行等の面で地方自治法や県条例の適用を受けるなどの制約があるため、最適な運営形態は何かという観点から、平成17年度に部内検討委員会議を設置して検討を進め、平成18年度、19年度にかけては、医療や病院経営、病院建築の専門家からなる「新県立病院基本計画策定専門家会議」の意見も聴きながら、地方独立行政法人や地方公営企業法の全部適用について検討

その結果、地方独立行政法人が最適と判断し、平成19年11月県議会において、方向性 を表明

なお、指定管理者制度については、一定期間ごとに指定管理者の見直しが行われるため、 質の高い医療の安定的供給に課題があること、職員の処遇問題等があることから、好生館の 運営形態にはなじまないと判断して、検討対象から除外

(2)設置目的

県民の健康保持に必要な医療を行うため、佐賀県立病院子生館を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

「県民に最も信頼される急性期病院」をビジョンに据え、財務、顧客、内部プロセス、学習 と成長のそれぞれの視点から、目標を定めている。(佐賀県立病院好生館新経営計画)

目標

ア財務の視点

収支予算に対する一般会計繰入金を縮減 単年度収支の黒字化

イ 顧客の視点

診療に関する情報の積極的な公開 専門医の確保と救命救急センターの強化 地域医療支援病院の役割の強化とともに医療連携を強化

ウ 内部プロセスの視点 DPC 導入や電子カルテ導入など、大型プロジェクトの実施 好生館の運営形態のあり方とともに、適切な病床数の検討 等

工 学習と成長の視点院内研修の充実有資格者の育成

指摘事項

なし

10 勤労者福祉会館(雇用労働課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

勤労者の教養及び福祉の向上を図るため、佐賀県勤労者福祉会館を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

(4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

勤労者福祉会館は、昭和61年11月に建設以来、平成17年度までは、会館内に事務所を有していた佐賀労政事務所の職員が兼務により県直営で管理を行ってきた。

しかしながら、管理委託による運営を行っていた他の公の施設に指定管理者制度の導入が進められた平成17年度初めの時期は、労政事務所の廃止を含め現地機関のあり方を検討している最中であったことや、勤労者福祉会館が従来から県直営であったことから、労政事務所廃止に伴う勤労者福祉会館の管理について県直営としつつ、管理のあり方を検討することとしている。

指摘事項

早急な指定管理者制度の導入、又は施設の譲渡を検討されたい。

この施設は、平成 17 年度まで、会館内に事務所を有していた佐賀労政事務所の 職員が兼務により県直営で管理を行ってきた。

しかしながら、平成 18 年度から佐賀労政事務所が廃止されたことから、雇用労働課長ほか4名の職員を兼務させ、新たに嘱託職員を4名採用し、県直営のまま管理されている。

施設(規模2,000 ㎡のうち650 ㎡は、 労働会館の区分所有)は、鉄筋3階建てで、1階部分は「労働会館」とし、連合佐賀・県労福協など労働関係6団体が入居している。県が管理、運営する2,3階は、和室を含む研修室5室のほか、400人収容の多目的ホールがあり、各種会議や講演会等に利用されている。

11 農業大学校(農産課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

次代の農業及び農村社会を担う農業後継者及び農村地域の指導者を養成し、並びに農業従事者、農村地域の指導者等の研修を行うため、佐賀県農業大学校を設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策(戦略)の名称、制定年月日

佐賀県「食」と「農」の振興計画 (H18.3月策定)

内容

新規就農者の確保・育成

- ・ 農業大学校における学生と農業者等との交流促進、Uターンや退職者に対する農業体験 研修等による就農支援
- ・ 農業大学校における農業技術や経営管理に関するカリキュラムの充実による経営感覚に 優れた青年農業者の育成

(4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

農業改良助長法では、県が国と協同して農業者研修教育施設(農業大学校)において、農村青少年等の農業を担うべき者に対して研修教育を行うこととされており、佐賀県農業大学校では、設立当初から、県職員が講義や指導を中心に行う直営方式で実施しており、指定管理者制度については、馴染まないものと考えている。

指摘事項

なし

12 高等水産講習所(水産課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

近代的な漁業を営むにふさわしい漁業後継者を養成し、並びに漁業者の近代的な漁業に関する 知識及び技術の向上を図るため、佐賀県高等水産講習所を設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策の名称、制定年月日

- ア 佐賀県総合計画(平成12年12月)
- イ 佐賀県玄海水産振興計画(平成16年3月)

内容

ア 意欲と能力のある漁業者に対する施策を充実・強化し、本県水産業の担い手となる漁業者の育成を図る。

- イ 漁業体験学習などの取り組みにより、後継者及び新規就業者の確保を図る。
- ウ 高等水産講習所における技術・経営研修の充実を図る。

(4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

本県水産業の中心的役割を担う漁業後継者を育成する目的の施設であり、水産業の施策と密接なつながりを有していること、教育機能を適切に発揮するためには学校教育法に準じた取扱いが求められることから、指定管理者制度に馴染まないものと考える。

したがって、今後とも直営で管理していく。

指摘事項

なし

13 東部工業用水道

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づき、県が行う工業用水道事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

県は、佐賀県東部工業用水道を設置する。

(3)公の施設の位置づけ

施策の名称、制定年月日

施策の名称 佐賀県長期計画

新世紀を切り拓く戦略的な産業振興 (産業立地環境の整備)

制定年月日 平成12年12月

内容

県東部地域の産業基盤の整備を目的として、地域内の既存企業の振興はもとより、新規企業の誘致を積極的に推進し、中核的な内陸工業地帯の形成を図り、県勢の発展に資する。

(4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

今後とも下記理由により、各業務の外部委託を主体として直営方式で実施していく。

- ・ 県の企業誘致施策と密接に連携した給水量の確保(拡大)や、県が責任を持って現有水利 使用権の確保に万全を期す必要がある。
- ・ 受水企業に工業用水を安定的に供給するため、県が責任を持って施設の改修・更新をする 必要がある。
- ・ 企業協力金の支払に応じた受水企業からは、直営による運営を強く望まれている。

なし

14 都市公園 (佐賀城公園)(まちづくり推進課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する法第2条第1項の都市公園の設置及び管理について必要な事項を定める。

潤いと安らぎのある都市環境を整備する上で重要な役割を担うとともに、レクリェーションの場、環境の保全及び災害時における避難地等の様々な効用を人々に提供するため設置。

(3)公の施設の位置づけ

施策(戦略)の名称、制定年月日

- ア 佐賀県総合計画(平成12年12月)
- イ 佐賀県都市計画区域マスタープラン(平成16年3月)
- ウ 佐賀城下再生百年構想(平成19年3月)

目的

- ア 佐賀城公園等都市公園の整備を促進し、県民一人当たりの都市公園面積を平成22年までに13.0㎡とする。さらに佐賀城公園の整備を同年までに終える。
- イ 佐賀都市計画区域は行政の中枢機関や教育機関だけでなく、佐賀城をはいじめとした歴史 資源を有する区域である。本区域のまちづくりの方向性としてこれら資源を活かしながら県 内各区域だけでなく国内外との連携を充実し、広域の産業及び観光・交流ネットワークを実 現することが求められる。佐賀城周辺については歴史文化・観光の拠点として位置づけ、整 備を図るものとする。
- ウ 孫の世代まで受け継がれるような品格ある佐賀城下を再生する。

水、緑といった自然的な空間や歴史的雰囲気を感じる公園と住宅地や公共施設との調和の とれた空間を形成する。

"佐賀城公園まち"を中心に佐賀城下の歴史、文化、水と緑を大切に維持しながら、生活、 にぎわい、文教機能を高めていく。

(4)公の施設の活用を促進するための方針等

方針等の名称、制定年月日

なし

目標

なし

指摘事項

なし

15 都市公園(森林公園)(まちづくり推進課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する法第2条第1項の都市公園の設置及び管理について必要な事項を定める。

潤いと安らぎのある都市環境を整備する上で重要な役割を担うとともに、レクリェーションの場、環境の保全及び災害時における避難地等の様々な効用を人々に提供するため設置。

(3)公の施設の位置づけ

施策(戦略)の名称、制定年月日

- ア 佐賀県総合計画(平成12年12月)
- イ 佐賀県地域防災計画(平成18年)

目的

- ア 佐賀城公園等都市公園の整備を促進し、県民一人当たりの都市公園面積を平成22年までに13.0㎡とする。さらに佐賀城公園の整備を同年までに終える。
- イ 震災など災害時の緊急輸送、情報通信等の救援、復旧・活動の拠点として森林公園を整備 する。
- (4)公の施設の活用を促進するための方針等

方針等の名称、制定年月日

なし

目標

なし

指摘事項

指定管理者制度の導入について検討を要するものがあった。

指定管理者制度の導入については、吉野ヶ里歴史公園における検証を行い、その後に森林公園における導入が可能かを検討するとのことである。

しかしながら、公園施設の中にある野球場などのスポーツ用施設(テニス場、ア

ーチェリー場)は、同様の施設である総合運動場や総合体育館が既に指定管理者に よる管理が実施されていることからして、十分導入が可能と考える。

森林公園施設全体の指定管理者制度導入の検討はもとより、施設単体での導入についても検討されたい。

16 佐賀空港(空港・交通課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

佐賀空港を佐賀市に設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

佐賀県総合計画(平成12年12月)

目標

有明佐賀空港の整備・活用

- ・ 路線・便数の充実や利便性の高い航空ダイヤの実現など国内航空ネットワークの整備拡充、国際定期路線開設に向けた国際チャーター便の運航促進を図る。
- ・ フライト農林・水産業の推進や国際航空貨物の利用促進、新たな観光ルートの開発など、 有明佐賀空港を活用した産業振興、空港を核とした地域振興を図る。
- ・ 増大する北部九州の航空需要に対応し、福岡空港や新北九州空港との機能分担を図ると ともに、有明佐賀空港の拡張整備を進め、国際空港化を目指す。
- (4)公の施設の管理方式(直営、指定管理者)の決定について

飛行場については、航空法第47条で設置者が管理することとなっており、施設の補修の必要性、保安基準の確保、事故、災害、テロ等に備えた現地における体制の整備・維持などが設置者の責務となっている。

指摘事項

なし

17 図書館(社会教育課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、 調査研究、レクリェーション等に資するため、図書館法第10条の規定により、佐賀県立図書館 を佐賀市に置く。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

県土のまとまりのよさを活かし、県立図書館を基幹図書館として、市町立図書館、学校図書館や大学図書館等と連携して県内図書館のネットワークを充実し、佐賀県全体が大きな一つの図書館として、県民に対し、「だれでも、いつでも、どこでも、なんでも」図書をはじめとした情報を提供できる、いわば「みんなの知恵ぶくろ」「県民百科事典」としての機能を果たすことを目指す。(図書館先進県づくり推進事業)

目標

平成22年度までに、県民100人当たり貸出冊数 全国2位(840冊を想定) 等

指摘事項

なし

18 博物館(文化課) 19 美術館(文化課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

【県立博物館】

博物館法第18条の規程に基づき、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、佐賀県立博物館を設置する。

【県立美術館】

美術品の収集、保管、展示及び調査研究を行うとともに、県民の美術に対する知識及び教養の向上、芸術文化の発展等に資するため、佐賀県立美術館を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

方針等の名称、制定年月日 佐賀県教育の基本方針(平成19年4月)

目標

基本目標 多彩な文化の振興と伝統文化の継承

施策展開 県民が文化に親しめる博物館施設のサービスの充実

県民が本県の特色ある歴史や文化への理解を深めるとともに、貴重な歴史等資料 に触れ、親しむ機会を創出するため、博物館等施設において、魅力ある企画展の開 催や利用時間の拡大など来館者サービスの向上に努める。

指摘事項

なし

20 九州陶磁文化館 (文化課) 21 名護屋城博物館 (文化課)

22 佐賀城本丸歴史館(文化課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

【県立九州陶磁文化館】

陶磁器及び陶磁器に関する資料をの収集、保存、展示並びに調査研究を行うとともに、その教育普及を図り、併せて九州圏域の陶磁文化の振興に寄与するため、佐賀県立九州陶磁文化館を設置する。

【県立名護屋城博物館】

特別史跡名護屋城跡並びに陣跡に関する調査及び当該調査及び国際交流の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行うとともに、県民への教育普及を図り、併せて文化及び学術の交流を通じた国際友好の促進に寄与するため、佐賀県立名護屋城博物館を設置する。

【県立佐賀城本丸歴史館】

佐賀城及び幕末・維新期の佐賀の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行う とともに、その教育普及を図り、併せて、本県の文化及び観光の発展に寄与するため、佐賀県 立佐賀城本丸歴史館を設置する。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

方針等の名称、制定年月日 佐賀県教育の基本方針(平成19年4月)

目標等

基本目標 多彩な文化の振興と伝統文化の継承

施策展開 県民が文化に親しめる博物館施設のサービスの充実

県民が本県の特色ある歴史や文化への理解を深めるとともに、貴重な歴史等資料に触れ、親しむ機会を創出するため、博物館等施設において、魅力ある企画展の開催や利用時間の拡大など来館者サービスの向上に努める。

佐賀城本丸歴史館については、幕末・維新期の佐賀の歴史を分かりやすく伝えることはもとより、NPO等市民社会組織と協力しての事業の実施や県内の文

化・観光施設等との連携を通じ、観光面や県のイメージ発信の拠点として多面的 な活用を図る。

指摘事項

なし

23 伊万里港ほか8港湾施設(港湾課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

(3)公の施設の活用を促進するための方針等

公の施設の施策への位置付け

なし。

目標

なし。

指摘事項

なし

24 漁港施設(農山漁村課)

(1)管理方式

直営

(2)設置目的

水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつ つ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国 民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、合わせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを 目的とする。

(3)公の施設の位置づけ

施策(戦略)の名称、制定年月日 佐賀県総合計画(平成12年12月制定) (主要施策)漁港、漁村の整備

漁村集落環境の整備 (集落道、集落排水施設、緑地広場の整備等)

内容

- ・ 海洋性レクリエーション等余暇活動の需要の高まりの中、漁業地域が持つ豊かな自然、個性ある文化などの資源を生かし、ハード・ソフト両面から都市住民との交流の場の創出を推進し、漁業地域の活性化を図る。
- ・ 漁業就業者の減少や高齢化の進行などに対処するため、浮桟橋の整備や荷役設備の導入など、就労環境の改善に資する整備を推進する。
- ・ 都市等に比べ立ち遅れている下水道、道路、公園等生活関連公共施設の整備を推進する。

(4)公の施設の管理方式の決定について

漁港施設の管理は、管理者が行う業務(漁港漁場整備法第26条)となっている。 今後とも、漁港区域内の施設、用地の一部について業務委託等を行い、業務の効率化に努める。

指摘事項 なし